

函館市監査公表第16号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年8月18日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 瞳 子

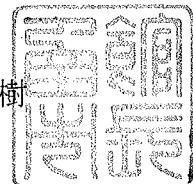


函 教 管

令和 3 年(2021 年) 7 月 26 日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



令和 2 年度（2020 年度）包括外部監査の結果に基づく
措置の通知について

令和 3 年（2021 年）3 月 30 日に報告を受けた包括外部監査の結
果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、
地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知い
たします。

別紙

令和2年度（2020年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名　補助金等に関する事務執行状況について）

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
教育委員会学校教育部保健給食課	<p>一般財団法人函館市学校給食会補助金</p> <p>要綱等の整備について 補助金の交付に対して積算基準などがないものについては、全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること（「補助金のあり方に関するガイドライン3（2）エ」平成25年4月）との原則に則り、平成30年度に開始した「一般財団法人函館市学校給食会補助金」について、他都市の状況も考慮し、直ちに積算基準を定めた要綱を作成すべきである。</p>	157	他都市の状況についての調査をはじめ、積算基準を定めた要綱の策定に向けた準備を進めており、令和4年度の交付から適用することとします。
教育委員会生涯学習部スポーツ振興課	<p>函館市スポーツ協会運営補助金</p> <p>要綱等の整備について 補助金の交付に対して積算基準などがないものについては、すべての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること（「補助金のあり方に関するガイドライン3（2）エ」平成25年4月）との原則に則り、昭和44年度に開始した「函館市スポーツ協会運営補助金」については、他都市の会費収入の状況も考慮し、直ちに積算基準を定めた要綱を作成すべきである。</p>	165	他都市の状況についての調査をはじめ、積算基準を定めた要綱の策定に向けた準備を進めており、令和4年度の交付から適用することとします。
教育委員会生涯学習部生涯学習文化課	<p>函館市P T A連合会補助金</p> <p>要綱等の整備について 補助金の交付に対して積算基準がないものについては、全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること（「補助金のあり方に関するガイドライン3（2）エ」平成25年4月）との原則に則り、昭和37年度に開始した「函館市P T A連合会補助金」については、他都市の状況も考慮し、</p>	169	他都市の状況についての調査をはじめ、積算基準を定めた要綱の策定に向けた準備を進めており、令和4年度の交付から適用することとします。

	直ちに積算基準を定めた要綱を作成すべきである。		
教育委員会生涯学習部生涯学習文化課	函館市文化団体協議会補助金 要綱等の整備について 補助金の交付に対して積算基準がないものについては、全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること（「補助金のあり方に関するガイドライン3（2）エ」平成25年4月）との原則に則り、昭和39年に開始した「函館市文化団体協議会補助金」については、他都市の状況も考慮し、直ちに積算基準を定めた要綱を作成すべきである。	172	他都市の状況についての調査をはじめ、積算基準を定めた要綱の策定に向けた準備を進めており、令和4年度の交付から適用することとします。
教育委員会生涯学習部生涯学習文化課	北海道立函館美術館特別展開催補助金 要綱等の整備について 補助金の交付に対して積算基準などがないものについては、全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること（「補助金のあり方に関するガイドライン3（2）エ」平成25年4月）との原則に則り、昭和61年度に開始した「北海道立函館美術館特別展開催補助金」については、直ちに積算基準を定めた要綱を作成すべきである。	174	積算基準を定めた要綱の策定に向けた準備を進めており、令和4年度の交付から適用することとします。
教育委員会生涯学習部生涯学習文化課	はこだて国際民俗芸術祭開催補助金 要綱等の整備について 補助金の交付に対して積算基準などがないものについては、すべての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること（「補助金のあり方に関するガイドライン3（2）エ」平成25年4月）との原則に則り、平成22年度に開始した「函館国際民俗芸術祭開催補助金」については、直ちに積算基準を定めた要綱を作成すべきである。	176	積算基準を定めた要綱の策定に向けた準備を進めており、令和4年度の交付から適用することとします。

別紙

令和2年度（2020年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名　補助金等に関する事務執行状況について）

2 意見

監査対象部局等	意見の概要	報告書ページ	措置の内容
教育委員会生涯学習部スポーツ振興課	<p>スポーツ合宿誘致補助金 領収書の添付について 補助事業等実績報告書の関係書類である「第6号様式 補助事業等の収支決算書」には、「（注2）宿泊施設の宿泊証明書または、宿泊期間・人数等の明細が記載された領収書写しを添付すること。」と添付書類の記載がある。 現状では積算基準に必要な「宿泊証明書」のみを提出させているが、補助対象経費の確認に必要な「領収書」も提出させるよう検討していただきたい。</p>	160	<p>当該補助金については、宿泊期間内において宿泊した延べ人数に補助単価を乗じた額を精算払いするため、補助金額の決定にあたっては宿泊した延べ人数を確認する必要があります。 領収書であれば、補助対象経費に係る支出の確認は可能ですが、実態として、これまで宿泊期間等の記載漏れが多く、書類の再提出など非効率であったことから、宿泊施設が発行し、補助事業者名、宿泊期間、宿泊した延べ人数および領収金額等が記載された宿泊証明書のみの提出を認めているところであります。</p>